

住生活基本計画の見直しについて

1 住宅建設計画五箇年計画から住生活基本計画へ

< 住宅建設五箇年計画 > (閣議決定)

住宅建設計画法(昭和41年6月公布)に基づき、昭和41年度より8次にわたり策定され、5年ごとの公的住宅の建設戸数目標を位置付け。



- ・住宅ストックの「量」の充足
- ・本格的な少子高齢化と人口減少の時代へ

「量」から「質」への転換
住宅単体の質の向上 + 良好な居住環境の形成) 住宅政策の課題の変化

住生活基本法の制定(平成18年6月公布)

< 住生活基本計画(全国計画)の決定(平成18年9月)(閣議決定) >

住生活基本計画における目標

- ・良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継
- ・良好な居住環境の形成
- ・多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
- ・住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

2 住生活基本計画の見直しに係る関係条文等

住生活基本計画(全国計画)(抄)

第4 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

2 政策評価の実施計画及び計画の見直し

(略) なお、本計画は(略)、10年間を計画期間として定めるものであるが、今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行う。

住生活基本法(平成18年法律第61号)(抄)

第十五条

- 3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、(略)、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。
- 5 国土交通大臣は、全国計画について第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に通知しなければならない。
- 6 前三項の規定は、全国計画の変更について準用する。